官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○道路法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八四）　二
〔法規的告示〕
○労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（厚生労働二〇七）　二
○労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（同二〇八）　三
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（同二〇九）　四
○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（同二一〇）　四
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二六四）　六
○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件の一部を改正する件（財務一九八）　六
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（同一九九）　六
○株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う営業所又は事業所の所在地を変更する公示（財務・農林水産・経済産業三）　六
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨を公示する件（厚生労働二一一）　七
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第二項に基づき、特定社会基盤事業者の住所を変更する告示（経済産業一一六）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通七四五）　七
○水先人に免許を与えた件（同七四六）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同七四九、七五〇）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同七四八）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一七一）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一七二～一七四）　八
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一七五、一七六）　八
〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　国税庁　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省）　九
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
太平洋広域漁業調整委員会会長公示（太平洋広域漁業調整委一八）　一〇
日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示（日本海・九州西広域漁業調整委一八）　一〇
瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示（瀬戸内海広域漁業調整委一八）　一〇
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配六九）　一〇
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同七〇）　一一
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（京都府公安委告示配一）　一一
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（広島県公安委告示配一）　一一
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（山口県公安委告示配一）　一一
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（鹿児島県公安委告示配一）　一一
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、有権者申出方、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　一五

省　令

○国土交通省令第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の八の規定に基づき、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（占用物件の維持管理に関する基準） **第四条の五の五**　法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。 二　道路占用者が、次のイ又はロに掲げる占用物件の区分に応じ、当該イ又はロに定めるときに、当該占用物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告すること。 イ　電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの　占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき（許可を受けた道路の占用の期間が五年を超えるものにあつては、当該許可を受けた日から起算して五年を経過したとき及び占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。）。 ロ　イに掲げるもの以外のもの　占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。	（占用物件の維持管理に関する基準） **第四条の五の五**　法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこととする。
（新設）	（新設）
三　前号イに掲げる占用物件にあつては、道路占用者が、当該占用物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会等（法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。）が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において同じ。）が必要と認めるものについて、当該占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。	（新設）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百七号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、令和七年八月一日から令和八年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付又は令和七年八月から令和八年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

令和七年七月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	五、五九六円	一四、〇八七円
二十歳以上二十五歳未満	六、〇四一円	一四、〇八七円
二十五歳以上三十歳未満	六、六三四円	一五、六二五円
三十歳以上三十五歳未満	六、九〇七円	一八、九二五円
三十五歳以上四十歳未満	七、二七一円	二一、七一三円
四十歳以上四十五歳未満	七、四二八円	二三、二四三円
四十五歳以上五十歳未満	七、七二七円	二五、三二一円
五十歳以上五十五歳未満	七、五四八円	二五、九二九円

五十五歳以上六十歳未満	七、二七三円	二六、九七三円	
六十歳以上六十五歳未満	六、二二五円	二二、四二五円	
六十五歳以上七十歳未満	四、二五〇円	一七、一三五円	
七十歳以上	四、二五〇円	一四、〇八七円	

○厚生労働省告示第二百八号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、令和七年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）を四千二百五十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者障害一時金、複数事業労働者障害年金差額一時金、複数事業労働者障害年金前払一時金、複数事業労働者遺族一時金、複数事業労働者遺族年金前払一時金及び複数事業労働者葬祭給付並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額並びに適用日前に死亡した労働者に関し法第十六条の六第一項第二号（法第二十条の六第三項若しくは法第二十二条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金、複数事業労働者遺族一時金又は遺族一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金、適用日前に複数事業労働者障害年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該複数事業労働者障害年金に係る複数事業労働者障害年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額については、なお従前の例による。

令和七年七月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

○厚生労働省告示第二百九号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年八月から令和八年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は令和七年八月一日から令和八年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金、複数事業労働者障害一時金若しくは複数事業労働者遺族一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

令和七年七月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（％）
昭和22年９月１日から昭和23年３月31日まで	22,050.2
昭和23年４月１日から昭和24年３月31日まで	8,018.6
昭和24年４月１日から昭和25年３月31日まで	4,445.9
昭和25年４月１日から昭和26年３月31日まで	3,837.2
昭和26年４月１日から昭和27年３月31日まで	3,137.3
昭和27年４月１日から昭和28年３月31日まで	2,706.4
昭和28年４月１日から昭和29年３月31日まで	2,383.5
昭和29年４月１日から昭和30年３月31日まで	2,249.4
昭和30年４月１日から昭和31年３月31日まで	2,151.6
昭和31年４月１日から昭和32年３月31日まで	2,029.6
昭和32年４月１日から昭和33年３月31日まで	1,959.0
昭和33年４月１日から昭和34年３月31日まで	1,930.4
昭和34年４月１日から昭和35年３月31日まで	1,813.3
昭和35年４月１日から昭和36年３月31日まで	1,706.3
昭和36年４月１日から昭和37年３月31日まで	1,526.1
昭和37年４月１日から昭和38年３月31日まで	1,372.9
昭和38年４月１日から昭和39年３月31日まで	1,237.8
昭和39年４月１日から昭和40年３月31日まで	1,117.3
昭和40年４月１日から昭和41年３月31日まで	1,022.3
昭和41年４月１日から昭和42年３月31日まで	927.8
昭和42年４月１日から昭和43年３月31日まで	835.3
昭和43年４月１日から昭和44年３月31日まで	739.6
昭和44年４月１日から昭和45年３月31日まで	646.7
昭和45年４月１日から昭和46年３月31日まで	555.9
昭和46年４月１日から昭和47年３月31日まで	487.5
昭和47年４月１日から昭和48年３月31日まで	421.9
昭和48年４月１日から昭和49年３月31日まで	355.1
昭和49年４月１日から昭和50年３月31日まで	285.7
昭和50年４月１日から昭和51年３月31日まで	243.2
昭和51年４月１日から昭和52年３月31日まで	218.6
昭和52年４月１日から昭和53年３月31日まで	199.8
昭和53年４月１日から昭和54年３月31日まで	189.2
昭和54年４月１日から昭和55年３月31日まで	178.1
昭和55年４月１日から昭和56年３月31日まで	168.7
昭和56年４月１日から昭和57年３月31日まで	160.9

昭和57年４月１日から昭和58年３月31日まで	153.3
昭和58年４月１日から昭和59年３月31日まで	149.4
昭和59年４月１日から昭和60年３月31日まで	144.6
昭和60年４月１日から昭和61年３月31日まで	139.9
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	136.6
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	133.5
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	128.9
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	125.3
平成２年４月１日から平成３年３月31日まで	121.7
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	117.0
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	114.7
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	113.0
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	110.7
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	109.1
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	107.5
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	106.5
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	106.9
平成11年４月１日から平成12年３月31日まで	106.5
平成12年４月１日から平成13年３月31日まで	105.9
平成13年４月１日から平成14年３月31日まで	106.9
平成14年４月１日から平成15年３月31日まで	107.8
平成15年４月１日から平成16年３月31日まで	107.7
平成16年４月１日から平成17年３月31日まで	107.5
平成17年４月１日から平成18年３月31日まで	107.1
平成18年４月１日から平成19年３月31日まで	107.3
平成19年４月１日から平成20年３月31日まで	107.1
平成20年４月１日から平成21年３月31日まで	107.4
平成21年４月１日から平成22年３月31日まで	108.9
平成22年４月１日から平成23年３月31日まで	108.6
平成23年４月１日から平成24年３月31日まで	108.9
平成24年４月１日から平成25年３月31日まで	109.6
平成25年４月１日から平成26年３月31日まで	109.6
平成26年４月１日から平成27年３月31日まで	109.1
平成27年４月１日から平成28年３月31日まで	108.5
平成28年４月１日から平成29年３月31日まで	108.3
平成29年４月１日から平成30年３月31日まで	107.7
平成30年４月１日から平成31年３月31日まで	107.1
平成31年４月１日から令和２年３月31日まで	107.1
令和２年４月１日から令和３年３月31日まで	107.9
令和３年４月１日から令和４年３月31日まで	107.0
令和４年４月１日から令和５年３月31日まで	105.6
令和５年４月１日から令和６年３月31日まで	103.8

○厚生労働省告示第二百十号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十六条の六第二項（同法第二十条の二第三項及び第二十二条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）附則第十七項及び第十八項（これらの規定を同令附則第三十六項及び第四十五項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに同令附則第三十二項（同令附則第四十三項及び第五十二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年八月一日から令和八年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法第十六条の六第一項第二号（同法第二十条の六第三項及び第二十二条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の遺族補償一時金、複数事業労働者遺族一時金若しくは時金又は障害補償年金差額一時金、複数事業労働者障害年金若しくは障害年金差額一時金若しくは遺族補償年金前払一時金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金前払一時金若しくは遺族年金又は障害補償年金若しくは障害年金前払一時金若しくは複数事業労働者障害年金若しくは複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金前払一時金の額に乗ずべき厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

令和七年七月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率(%)
昭和50年４月１日から昭和51年３月31日まで	243.2
昭和51年４月１日から昭和52年３月31日まで	218.6
昭和52年４月１日から昭和53年３月31日まで	199.7
昭和53年４月１日から昭和54年３月31日まで	189.2
昭和54年４月１日から昭和55年３月31日まで	178.1

昭和55年４月１日から昭和56年３月31日まで	168.6
昭和56年４月１日から昭和57年３月31日まで	160.9
昭和57年４月１日から昭和58年３月31日まで	153.3
昭和58年４月１日から昭和59年３月31日まで	149.4
昭和59年４月１日から昭和60年３月31日まで	144.5
昭和60年４月１日から昭和61年３月31日まで	139.9
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	136.5
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	133.5
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	128.8
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	125.2
平成２年４月１日から同年７月31日まで	121.7
平成２年８月１日から平成３年７月31日まで	125.2
平成３年８月１日から平成４年７月31日まで	121.7
平成４年８月１日から平成５年７月31日まで	116.9
平成５年８月１日から平成６年７月31日まで	114.6
平成６年８月１日から平成７年７月31日まで	113.0
平成７年８月１日から平成８年７月31日まで	110.6
平成８年８月１日から平成９年７月31日まで	109.0
平成９年８月１日から平成10年７月31日まで	107.5
平成10年８月１日から平成11年７月31日まで	106.5
平成11年８月１日から平成12年７月31日まで	106.9
平成12年８月１日から平成13年７月31日まで	106.5
平成13年８月１日から平成14年７月31日まで	105.9
平成14年８月１日から平成15年７月31日まで	106.8
平成15年８月１日から平成16年７月31日まで	107.8
平成16年８月１日から平成17年７月31日まで	107.6
平成17年８月１日から平成18年７月31日まで	107.4
平成18年８月１日から平成19年７月31日まで	107.0
平成19年８月１日から平成20年７月31日まで	107.2
平成20年８月１日から平成21年７月31日まで	107.1
平成21年８月１日から平成22年７月31日まで	107.4
平成22年８月１日から平成23年７月31日まで	108.9
平成23年８月１日から平成24年７月31日まで	108.6
平成24年８月１日から平成25年７月31日まで	108.9
平成25年８月１日から平成26年７月31日まで	109.5
平成26年８月１日から平成27年７月31日まで	109.6
平成27年８月１日から平成28年７月31日まで	109.0
平成28年８月１日から平成29年７月31日まで	108.5
平成29年８月１日から平成30年７月31日まで	108.3
平成30年８月１日から令和元年７月31日まで	107.6
令和元年８月１日から令和２年７月31日まで	107.1
令和２年８月１日から令和３年７月31日まで	107.0
令和３年８月１日から令和４年７月31日まで	107.9
令和４年８月１日から令和５年７月31日まで	107.0
令和５年８月１日から令和６年７月31日まで	105.6
令和６年８月１日から令和７年７月31日まで	103.8

備考

１　この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金又は障害補償年金、複数事業労働者障害年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金、複数事業労働者遺族年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金、複数事業労働者障害年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。

２　平成２年７月31日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間（支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成２年法律第40号）第１条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）第64条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第３条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第65条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。）」とする。

3　平成２年８月１日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等（その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日（以下「算定事由発生日」という。）（令和６年４月１日前のものに限る。）の属する年度の翌年度の７月以前にあるものに限る。）については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の８月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。

4　算定事由発生日が令和６年４月１日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率を100％とする。

その他告示

○総務省告示第二百六十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十五日　　総務大臣　村上誠一郎

一　名称　パシフィック・パートナーシップ2025参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年七月二十六日から令和七年八月九日まで
三　派遣人数（概数）　二十人程度
四　派遣地域　パプアニューギニア独立国

○財務省告示第百九十八号

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件（平成二十七年財務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十五日　　財務大臣　加藤　勝信

指定営業所として指定する九州支店の所在地中「福岡市中央区天神二丁目12番１号」を「福岡市中央区天神一丁目11番１号」に改める。

○財務省告示第百九十九号

国債証券買入銷却法（明治三十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年六月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年七月二十五日　　財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第21回	100,000,000円	101.68円
〃	第22回	300,000,000円	103.69円
〃	第22回	1,000,000,000円	103.72円
〃	第22回	300,000,000円	103.75円
〃	第23回	3,000,000,000円	103.34円
〃	第23回	700,000,000円	103.40円
〃	第23回	700,000,000円	103.49円
〃	第23回	2,000,000,000円	103.52円
〃	第23回	2,000,000,000円	103.59円
〃	第25回	100,000,000円	107.07円
〃	第25回	1,000,000,000円	107.27円
〃	第25回	1,000,000,000円	107.29円
〃	第25回	3,500,000,000円	107.30円
〃	第25回	1,000,000,000円	107.32円
〃	第25回	300,000,000円	107.34円
〃	第25回	1,000,000,000円	107.35円
〃	第25回	1,000,000,000円	107.39円
〃	第25回	1,000,000,000円	107.43円
合計		20,000,000,000円	

○財務省
経済産業省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年七月二十五日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤容治

1　株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：九州支店 郵便番号：810―0001 所在地：福岡県福岡市中央区天神二丁目12番１号 電話番号：092―741―7734	営業所又は事務所の名称：九州支店 郵便番号：810―0001 所在地：福岡県福岡市中央区天神一丁目11番１号 電話番号：092―741―7734

(2)　変更年月日
令和７年７月22日

(3)　変更の理由
移転のため

○厚生労働省告示第二百十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十三項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二十二項第三号の規定に基づき公示する。

令和七年七月二十五日　　厚生労働大臣　福岡　資麿

○経済産業省告示第百十六号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月二十五日

経済産業大臣　武藤　容治

一　特定社会基盤事業の種類
　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第五項に規定する石油精製業
二　特定社会基盤事業者の名称
　コスモ石油株式会社
三　変更前の住所
　東京都港区芝浦一丁目一番一号
四　変更後の住所
　東京都中央区京橋一丁目七番一号
五　変更年月日
　令和七年七月二十二日

○国土交通省告示第七百四十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月二十五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道	諏訪市大字豊田字鐘鋳場四〇三九番一から同市大字豊田字所久保四一三〇番まで	令和七年七月二十七日十五時
西宮線	岡谷市湊字方久保道上四五九番から同市湊字新井三九八番まで	〃

○国土交通省告示第七百四十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇一五六号	片山　湧造	大阪府	令和七年七月七日	内海水先区
第三〇〇一五七号	村井駿太朗	兵庫県	令和七年七月七日	内海水先区
第三〇〇一五八号	松山　昂平	京都府	令和七年七月七日	内海水先区
第三〇〇一五九号	高野　正彦	富山県	令和七年七月七日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇一六〇号	島田　拓也	三重県	令和七年七月七日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇一六一号	大岩　恭平	愛知県	令和七年七月七日	東京湾水先区
第三〇〇一六二号	宮本　一成	東京都	令和七年七月七日	東京湾水先区

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	廃止年月日
NPO法人シンフォニーことばの海はぐくみの森	熊本県菊池郡大津町室千七百二十八番地一テクノ・ヴィラ二階S二〇八号室	木村美智子	熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼二千八百十八番地	令和七年六月六日

○国土交通省告示第七百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　弓振川
二　砂防法第二条の土地の表示
　長野県茅野市玉川字原山の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
一点	北緯三五度五八分四二秒九九六三	東経一三八度一八分一三秒六一五七
二点	北緯三五度五八分四三秒三八三〇	東経一三八度一八分一四秒一九八〇
三点	北緯三五度五八分三九秒七五三三	東経一三八度一八分一九秒九三一五
四点	北緯三五度五八分三九秒九四六八	東経一三八度一八分二五秒二五二九
五点	北緯三五度五八分三八秒〇〇八四	東経一三八度一八分二四秒九七九〇
六点	北緯三五度五八分三七秒一六五九	東経一三八度一八分一二秒五一三二
七点	北緯三五度五八分三八秒七三九七	東経一三八度一八分一一秒九六一二

○国土交通省告示第七百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年七月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　本坂南川
二　砂防法第二条の土地の表示
　昭和五十六年建設省告示第九百三十三号で指定した同号十九に掲げる土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 48′ 21.0353″	137° 31′ 04.1082″
2	34° 48′ 20.2293″	137° 31′ 05.2726″
3	34° 48′ 21.4227″	137° 31′ 05.4467″
4	34° 48′ 21.2822″	137° 31′ 06.1096″
5	34° 48′ 20.2956″	137° 31′ 05.9657″
6	34° 48′ 19.5505″	137° 31′ 05.1426″
7	34° 48′ 20.9443″	137° 31′ 03.3995″
8	34° 48′ 20.9755″	137° 31′ 03.4464″
9	34° 48′ 21.0221″	137° 31′ 03.9196″

○国土交通省告示第七百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　河内西谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

鳥取県鳥取市河内
字丹坊　一四八八番一
一四八八番三
一四八九番
一四九〇番一から一四九〇番三まで

　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県鳥取市河内
字土居上　七九八番五　一号及び二号
七二〇番一　七号
字丹坊　一四八四番三　三号
一四八八番一　四号
一四九〇番三　五号
一四九一番　六号

○国土交通省告示第七百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

土井東谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県山口市徳地岸見

字田平　一〇四〇六番一　一号

一〇四〇七番一　二号及び八号

一〇四〇九番　七号

字風呂ケ浴　一〇四一一番　三号

一〇四二五番　四号及び五号

字八幡　一〇四三五番　六号

字森畠　七二七番　九号

地先水路敷

○防衛省告示第百七十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二十五日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｴ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間

(ｱ)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(ｲ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ｳ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(ｴ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機五機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ｱ)から(ｺ)までの十点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｺ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ｱ)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度五九分五一秒

(ｲ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ｳ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ｴ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｵ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｶ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(ｷ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ｸ)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ｹ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(ｺ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十三号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ｱ)から(ｴ)までの四点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｴ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ｱ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ｲ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ｳ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ｴ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十四号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ｱ)から(ｴ)までの四点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｴ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ｱ)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(ｲ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ｳ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(ｴ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十五号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ｱ)から(ｳ)までの三点を順次結んだ線、(ｳ)と(ｴ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(ｴ)と(ｵ)を結んだ線及び(ｵ)と(ｱ)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ｱ)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(ｲ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ｳ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒
　　東経一二七度〇七分五三秒
(オ)　北緯二七度三二分〇二秒
　　東経一二七度二五分三五秒
実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十六号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒
　　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒
　　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒
　　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒
　　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒
　　東経一二八度二九分五三秒
実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
　国務大臣　中根　順子（三原じゅん子）
文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）海外渡航不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（七月二十二日）
（最高検察庁検事）検事　内藤惣一郎
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣情報調査室に併任する
（最高検察庁検事）検事　杉山　徳明
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣情報調査室の併任を解除する（以上七月十七日）
（総務省大臣官房付）総務事務官　中村　俊介
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官　山田　好孝
警察庁に出向させる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　奥田　隆則
総務省に出向させる
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　岡　素彦
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に転任させる
（警察庁警備局付）警視長　鶴代　隆造
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に併任する（以上七月十八日）

国家公安委員会

（警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策・調整担当））警視監　若田　英
警視庁公安部長を命ずる
（警視庁副総監）同　鎌田　徹郎
警視庁公安部長事務取扱を免ずる（以上七月四日）

警察庁

（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（生活安全局担当））警視監　大濱　健志
警察庁刑事局組織犯罪対策部長兼生活安全局付兼刑事局付を命ずる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長）同　服部　準
警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（生活安全局担当）を命ずる
（警察庁刑事局組織犯罪対策部長兼生活安全局付兼刑事局付）同　江口　有隣
警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策・調整担当）を命ずる
（警察大学校警務教養部長兼警備教養部長兼特別捜査幹部研修所付兼警察政策研究センター付）同　鎌谷　陽之
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長を命ずる
（警察大学校特別捜査幹部研修所長）同　櫻井　美香
警察大学校警務教養部長兼警備教養部長事務取扱を命ずる（以上七月四日）

国税庁

（財務省大臣官房審議官）財務事務官　田原　芳幸
国税庁次長を命ずる
（国税庁調査査察部長）同　武田　一彦
（財務省大臣官房審議官）同　藤崎雄二郎
国税庁長官官房審議官を命ずる（各通）
（国税庁長官官房審議官）同　斎須　朋之
国税庁調査査察部長を命ずる
（国税庁次長）同　小宮　敦史
東京国税局長を命ずる
（国税庁長官官房審議官）同　中村　稔
関東信越国税局長を命ずる（以上七月一日）
（熊本国税局長）財務事務官　山崎　博之
国税庁徴収部長を命ずる
（国税庁徴収部長）同　田島　伸二
辞職を承認する（以上七月十日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から五月二十四日エクアドル大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月二十六日御答信があった。

御答電

天皇陛下から六月二十六日クウェート首長殿下へ発せられた御祝電に対し、七月四日御答電があった。

官庁報告

産業

日本産業規格

令和７年７月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年７月25日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

クレーン―荷重及び荷重の組合せに関する設計原則―第5部：天井走行クレーン及び橋形クレーン　B8833―5

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

労　　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第 36 条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、令和５年９月11日付けをもって指名した者（関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各２人）については本年９月10日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和７年７月25日

厚生労働大臣　福岡　資麿

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　令和７年８月19日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者／事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

太平洋広域漁業調整委員会会長公示第十八号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号３(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年七月二日　太平洋広域漁業調整委員会会長　北門　利英

令和七年七月四日から令和七年七月三十一日まで

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十八号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号３(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年七月二日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　田中　栄次

令和七年七月四日から令和七年七月三十一日まで

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第十八号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号３(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年七月二日　瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　脇田　和美

令和七年七月四日から令和七年七月三十一日まで

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

千葉県市原市五井海岸１番**五井ユナイテッドジェネレーション合同会社**の工場財団に、千葉県市原市五井海岸１番五井火力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年７月25日

千葉地方法務局市原出張所

有権者申出方

元当局所属公証人山﨑秀義の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月25日　　山口地方法務局

元当局所属公証人梅田実の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月25日　　山口地方法務局

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年７月25日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	株式会社三井住友銀行
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
登　録　番　号	関東（包）第104号
営業廃止年月日	令和７年６月13日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第５号

広島県福山市水呑町2500番地１
清算株式会社　株式会社ミノミ商事
代表清算人　上田　茂則

1　決定年月日　令和７年７月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

広島地方裁判所福山支部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第１２号

愛知県安城市高棚町郷65番地
清算株式会社　株式会社ケイ・アイズコーポレーション

1　決定年月日　令和７年７月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

名古屋地方裁判所岡崎支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙と丙と丁の権利義務全部を承継して存続し、乙と丙と丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は令和七年六月二十五日、乙は令和七年六月二十三日、丙は令和七年六月二十六日、丁は令和七年六月二十五日に、それぞれ株主総会において合併を承認する旨の決議をしております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://aiasahi.jp/media/corp/publicnotices/202506.pdf

（乙）https://somewrite.com/news/info/gappeikokoku/決算書_20240401_20250331.pdf

（丙）https://www.dec-mo.jp/publicnotices/pdf/publicnotices33.pdf

（丁）https://moov.ooo/pdf/kessan_20240401-20250331.pdf

令和七年七月二十五日

東京都千代田区神田神保町二丁目二番地

（甲）朝日インタラクティブ株式会社

代表取締役　森崎賢太郎

東京都港区赤坂一丁目一四番一四号

（乙）サムライト株式会社

代表取締役　池戸　聡

東京都中央区築地三丁目一七番一九興和日東ビル九階

（丙）株式会社ディーイーシー・マネージメントオフィス

代表取締役　秋山　裕太

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一号

（丁）株式会社朝日デジタルラボ

代表取締役　深田　陽介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/5/m505/index.html

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十五日

掲載頁　八十三頁（号外第三十六号）

令和七年七月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館

（甲）Ａｐａｍａｎ　Ｎｅｔｗｏｒｋ株式会社　代表取締役　山﨑　戒

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館

（乙）ＭＡＲＵ株式会社

代表取締役　山﨑　戒

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/5/m505/index.html

（乙）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/5/m544/index.html

令和七年七月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館

（甲）Ａｐａｍａｎ　Ｎｅｔｗｏｒｋ株式会社　代表取締役　山﨑　戒

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館

（乙）ＭｉＬＩＦＥ株式会社

代表取締役　今井　和昌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　五十九頁（号外第一六四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　五十九頁（号外第一六四号）

令和七年七月二十五日

東京都港区港南二丁目一六番七号品川Ｖタワー二三〇一号室

（甲）株式会社ジャパントラストホールディングス

代表取締役　神谷　隆

東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階

（乙）株式会社Ｊｏｕｒｎｅｙ

代表取締役　神谷　隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙・丙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　四頁

令和七年七月二十五日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

（甲）株式会社ＧＪ１

代表取締役　井上　恵一

大阪市浪速区難波中三丁目四番四一号

（乙）株式会社珉珉本部

代表取締役　井上　恵一

大阪市浪速区難波中三丁目四番四一号

（丙）株式会社珉珉本店

代表取締役　井上　恵一

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年３月二十五日

掲載頁　五十六頁（号外第六十三号）

令和７年７月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目七番二号

（甲）株式会社Ｊａｐａｎ　Ｐｒｏｍｏｔｉｏｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表取締役　丸山　哲夫

大阪市中央区南本町一丁目八番一四号

（乙）株式会社ＣＣＧ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ

代表取締役　目黒　拓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　六十頁（号外第一〇三号）

令和七年七月二十五日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号

（甲）クラスター株式会社

代表取締役　加藤　直人

東京都品川区西五反田八丁目九番五号

（乙）クラスタークリエイタージョブズ株式会社

代表取締役　宇佐美和樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　七十六頁（号外第一五七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　七十六頁（号外第一五七号）

令和七年七月二十五日

東京都板橋区南常盤台一丁目一四番一一号

（甲）アニホスフォレスト株式会社

代表取締役　山村　穂積

東京都北区上十条一丁目二二番一八号

（乙）株式会社モンヴィラージュ

代表取締役　山村　節子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　二頁

令和七年七月二十五日

東京都中央区銀座七丁目一六番二一号

（甲）大江戸温泉物語ホテルズ＆リゾーツ株式会社

代表取締役　橋本　啓太

京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町八三〇

（乙）湯快リゾート株式会社

代表取締役　川﨑　俊介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　七十七頁（号外第一六三号）

令和七年七月二十五日

東京都北区田端六丁目一番一号

（甲）日本ドライケミカル株式会社

代表取締役　亀井　正文

千葉市中央区中央港一丁目二四番一四号

（乙）日本ドライメンテナンス株式会社

代表取締役　松尾登志紀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.log.nipponsteel.com/nslogigashinihon/koukoku.html

（乙）https://www.log.nipponsteel.com/nslogikashima/koukoku.html

令和七年七月二十五日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一〇番五号

（甲）株式会社ＮＳロジ東日本

代表取締役　堀　裕二

茨城県鹿嶋市平井東四丁目六番地一

（乙）株式会社ＮＳロジ鹿島

代表取締役　大竹　幸一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一四三頁（号外第一四八号）

令和七年七月二十五日

長野市篠ノ井御幣川三〇三番地一

（甲）万株式会社萬屋商店

代表取締役　宮崎　寛

長野市篠ノ井御幣川三〇三番地一

（乙）株式会社ミヤザキ

代表取締役　宮崎　寛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　五十四頁（号外第八十八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　八十二頁（号外第一四八号）

令和七年七月二十五日

静岡市清水区三保三七九七番地

（甲）常石三保造船株式会社

代表取締役　檀上　明人

新潟市中央区入船町四丁目三七七六番地

（乙）新潟造船株式会社

代表取締役　一柳　雅人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十五日

静岡県浜松市中央区東三方町六九番地

（甲）株式会社クレステック

代表取締役　栗沢　威臣

神奈川県横浜市保土ケ谷区上星川三丁目一一番八号ベルメゾン西谷

（乙）有限会社アルファ・ティー

取締役　福岡　潤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月二十二日

掲載頁　六十八頁（号外第二七二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　五十五頁（号外第一六三号）

令和七年七月二十五日

名古屋市港区十一屋二丁目三三七番地

（甲）株式会社アサノスクリーン

代表取締役　後藤　幸弘

名古屋市港区十一屋二丁目三三七番地

（乙）のぼりマート株式会社

代表取締役　後藤　幸弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十七日
掲載頁　八十一頁（号外第一六四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十七日
掲載頁　七十頁（号外第一六四号）

令和七年七月二十五日

名古屋市中区千代田一丁目五番一一号
（甲）丸一自動車株式会社
代表取締役　土本　直人

名古屋市中区千代田一丁目五番一一号
（乙）丸一エンタープライズ株式会社
代表取締役　土本　直人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一三〇頁（号外第一六一号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十五日

大阪市中央区島之内一丁目四番七号
（甲）株式会社ワイエムエス
代表取締役　猪股　美紀

大阪市中央区島之内一丁目四番七号
（乙）有限会社ポチ
取締役　宮内　孝之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年一〇月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月二十七日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.web-koukoku.org/
0506095075/

（乙）https://www.web-koukoku.org/
0506095169/

令和七年七月二十五日

大阪市中央区南本町二丁目四番三号
（甲）丸全株式会社
代表取締役　足立　隆則

大阪市中央区南本町二丁目四番三号丸全ビル
（乙）株式会社日美
代表取締役　大久保説子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十七日
掲載頁　六十五頁（号外第一六四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十七日
掲載頁　六十四頁（号外第一六四号）

令和七年七月二十五日

香川県高松市磨屋町六番地六
（甲）株式会社アーバンレック
代表取締役　河野　守邦

香川県高松市磨屋町六番地六
（乙）株式会社アーバンプロパティーズ
代表取締役　河野　守邦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十日
掲載頁　六十二頁（号外第一一〇号）

令和七年七月二十五日

青森県三沢市新町三丁目三一番地二二〇一号
（甲）ベルワイズホールディングス株式会社
代表取締役　花田　仁

青森県三沢市新町三丁目三一番地二二〇一号
（乙）鈴木建設工業株式会社
代表取締役　花田　仁

吸収分割公告

当社（甲、福島県二本松市宮戸三〇番地）とＮＯＫエラストマー株式会社（乙、福岡県嘉麻市大隈町一六五一番地）とは、吸収分割して、甲は乙の東北事業所の事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年七月二十四日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十一日
掲載頁　七十三頁（号外第一二九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　九十八頁（号外第一三八号）

令和七年七月二十五日

福島県二本松市宮戸三〇番地
二本松ＮＯＫ株式会社
代表取締役　菅澤　祐一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業及び美術品等の販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　千葉日報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　十三頁

令和七年七月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目七番二二号
（甲）株式会社ギャラリー・サカ
代表取締役　木田　三保

東京都港区赤坂九丁目六番一四号
（乙）株式会社ギャラリーサカ
代表取締役　木田　三保

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、株式会社アダストリア（乙、住所茨城県水戸市泉町三丁目一番二七号）が株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理及びグループ運営に関する事業を除く乙が営む一切の事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済み。

令和七年七月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号
株式会社アダストリア
代表取締役　北村　嘉輝

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社明治海運（乙、住所東京都中央区京橋二丁目一八番二号）のＭＥＬＯＤＩＡ　ＭＡＲＩＴＩＭＥ　ＰＴＥ　ＬＴＤ株式保有事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　九十九頁（号外第一六二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　九十九頁（号外第一六二号）

令和七年七月二十五日

東京都中央区京橋二丁目一八番二号
エスティームマリタイムジャパン株式会社
代表取締役　内田　貴也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在大阪府大東市諸福七丁目四番二二号　屋号ＡＲＲＯＷ大東店）経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　十七頁

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二日
掲載頁　八十七頁（号外第一二一号）

令和七年七月二十五日
東京都中央区銀座三丁目九番七号
（甲）株式会社ベガスベガス
代表取締役　高橋　秀之

大阪府八尾市天王寺屋二丁目六八番地
（乙）富士開発株式会社
代表取締役　平川　晴基

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の物流ドローン運行事業及びドローンショーサービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和六年十一月二十八日
掲載頁　一三七頁（号外第二七六号）

令和七年七月二十五日
東京都千代田区平河町一丁目三番一三号
（甲）株式会社ＡｌｔｅｒＳｋｙ
代表取締役　村井　宏行

東京都千代田区平河町一丁目三番一三号
（乙）株式会社ＳｋｙＤｒｉｖｅ
代表取締役　福澤　知浩

吸収分割公告

朝日インタラクティブ株式会社（以下「分割会社」といいます。）、及び、アルファサード株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、分割会社の営むソリューション事業に関して有する権利義務の一切を、令和七年十月一日を効力発生日として、承継会社に承継させる吸収分割を行うことにいたしました。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（分割会社）https://aiasahi.jp/media/corp/publicnotices/202506.pdf
（承継会社）https://alfasado.net/public-notice/public-notice-22.html

令和七年七月二十五日
東京都千代田区神田神保町二丁目二番地
（分割会社）朝日インタラクティブ株式会社
代表取締役　森崎賢太郎

大阪府大阪市中央区北浜一丁目一番二一号
第二中井ビル四階
（承継会社）アルファサード株式会社
代表取締役　森崎賢太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産運営部サービスセンターにおいて行う事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kessan.info/20086205８.html
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　十二頁

令和七年七月二十五日
東京都港区北青山二丁目五番一号
（甲）伊藤忠ユニダス株式会社
代表取締役　畔上　明

東京都港区北青山二丁目五番一号
（乙）伊藤忠人事総務サービス株式会社
代表取締役　澤瀉　久修

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ビイブリッジ（乙、住所東京都千代田区外神田二丁目七番一号）のアミューズメント事業及び古物売買事業（東京都千代田区外神田、新潟県新潟市東区及び山形県山形市南館に所在する店舗にかかる事業を除く。）に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　八十五頁（号外第一六二号）

令和七年七月二十五日
東京都千代田区外神田二丁目七番一号
株式会社ｉクレーン
代表取締役　橋本　昌治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十五日
神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号
（甲）鎌倉キャピタル合同会社
代表社員　金谷　正文

東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階
（乙）合同会社ガネーシャ
代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により有限会社フェイス（乙、本店　静岡市葵区北安東二丁目二四番一五―三号）の労働者派遣事業、有料職業紹介事業及び請負業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十五日
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目五番二二号エクセレントプラザ新横浜四階
株式会社フェイスウィズ
代表取締役　垂井　敬一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　十頁

令和七年七月二十五日
静岡県伊豆の国市長岡一三〇八番地
（甲）株式会社かめや恵庵
代表取締役　中野　琢雄

静岡県伊豆の国市長岡一三〇八番地
（乙）株式会社かめや
代表取締役　河野　貢

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十五日
名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号　（甲）尾張トレーディング合同会社
代表社員　伊藤　学

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二階
（乙）合同会社ナマギーリ
代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の旅館業・浴場営業事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十五日
熊本県上天草市松島町合津四七一〇番地二
（甲）株式会社八州観光開発
代表取締役　橋本　方臣

熊本県上天草市松島町合津四六一六番地二
（乙）有限会社八州観光開発
代表取締役　橋本久美子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月二十五日
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　二頁
令和七年七月二十五日
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋七七六番地
（甲）株式会社リラクシン
代表取締役　黒木　敏史
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋七七六番地
（乙）株式会社黒木本店
代表取締役　黒木　敏之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ｉｎｓｉｄｅ（住所東京都港区六本木四丁目三番一一号六本木ユニハウス）に対して当社の動画制作及び動画配信事業並びに広告代理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月九日
掲載頁　六十五頁（号外第一五七号）
令和七年七月二十五日
東京都港区六本木七丁目七番七号八階
株式会社プリマヴェーラ
代表取締役　榎本　春奈

新設分割公告

当社は、新設分割により株式会社大和メディカル（住所、岐阜県多治見市太平町四丁目五三番地の二）に対して当社の資産（但し、薬局経営事業及びそれに附帯又は関連する事業に必要となる資産を除く。）の管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社に計算書類の公告義務はありません。
令和七年七月二十五日
岐阜県多治見市太平町四丁目五三番地の二
有限会社大和メディカル
取締役　髙島　和久

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＳｈｅｌｌ－Ｔｓ株式会社（住所熊本市中央区八王寺町三三番三号）に対して当社の材木事業、ウェブ関連事業、その他事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。
令和七年七月二十五日
熊本市中央区八王寺町三二番一〇号
有限会社Ｈｉ－Ｓｈｅｌｌ　Ｊａｐａｎ
代表取締役　髙貝　辰治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十五日
東京都目黒区中町二丁目一七番一号
合同会社オフィスＫ
代表社員　河野　弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十五日
東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号・虎ノ門４０ＭＴビル七階
合同会社ベターデイズラボ
代表社員　大岸　誠治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり組織変更後の商号はＤＡＩＪＹＵ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十五日
大阪府堺市西区鳳中町三丁六二番四－二〇一号
合同会社ＤＡＩＪＹＵ
代表社員　平井　大樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号はＡＩＭ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十五日
岡山市南区泉田一丁目六番三号－一三〇五
エイム合同会社
代表社員　板倉麻莉菜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十五日
香川県観音寺市豊浜町姫浜五一八番地一
合同会社ヌビス屋
代表社員　合田　拓宣

組織変更公告

当土地改良区は認可地縁団体に組織変更することとしましたので、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第七十六条の十六で準用する第七十六条の三第二項の規定により公告します。

効力発生日は宮崎県知事が組織変更を認可した日を予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表、収支決算書及び財産目録の開示状況は次のとおりです。

開示の場所
宮崎県小林市堤一〇八番地一
小林市土地改良区合同事務所
令和七年七月二十五日
宮崎県小林市堤一〇八番地一
大丸土地改良区
理事長　丸尾　義盛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十五日
沖縄県那覇市泊三丁目一番地二Ｆステージ泊一〇〇五　１０００ｔａｓｏ㈱㈱㈱
代表社員　鉢嶺　慶人

効力発生日変更公告

当社は、令和七年八月一日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年九月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年七月二十五日
神奈川県藤沢市藤沢一〇五一－五－四Ｆ・ＴＡＩＫＩ３ＢＬＤＧ．
富士リアルティ株式会社
代表取締役　永松　秀行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億八千七百九十四万四千八十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　二頁
令和七年七月二十五日
東京都中央区東日本橋一丁目四番六号五Ｆ
株式会社１０Ｘ
代表取締役　矢本　真丈

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億五百五十万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年七月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。
令和七年七月二十五日
東京都渋谷区恵比寿西二丁目四番八号ウィンド恵比寿ビル八Ｆ
株式会社バベルグループ
代表取締役　加藤　賢

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千三百五十五万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和７年７月二十五日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

株式会社ＧＪ１

代表取締役　井上　恵一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百四十六万六千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和７年７月二十五日

東京都新宿区神楽坂四丁目八番地神楽坂プラザビル

株式会社ＴａｌｅｎｔＸ

代表取締役　鈴木　貴史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千二百四十万七千三百二十円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/1112730/announces

令和７年７月二十五日

東京都江東区毛利一丁目一〇番二―二〇四号

Ｈａｎｊｉ株式会社

代表取締役　村田　洋佑

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三百七十四万九千四百六十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/379585/announces

令和７年７月二十五日

東京都港区北青山二丁目一二番一六号

株式会社Ｋｎｏｗｈｅｒｅ

代表取締役　伊藤　久史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tastable.jp

令和７年７月二十五日

東京都中央区日本橋小伝馬町一四番四号

株式会社Ｔａｓｔａｂｌｅ

代表取締役　山中　昭浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和７年７月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー二一階

ＲＥ　Ｐｏｗｅｒ　Ｃｏｎｎｅｃｔ株式会社

代表取締役　石田　良成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一億円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えることにいたしました。

効力発生日は令和７年８月三十一日であり、株主総会の決議は令和７年５月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年６月十二日

掲載頁　四十頁（号外第一三〇号）

令和７年７月二十五日

東京都中央区銀座七丁目四番一四号

光商工株式会社

代表取締役　村田　龍二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年７月十七日

掲載頁　七十八頁（号外第一六四号）

令和７年７月二十五日

東京都渋谷区神宮前六丁目五番六号

三豊企業株式会社

代表取締役　田村富美子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年二月二十七日

掲載頁　六十九頁（号外第三十九号）

令和７年７月二十五日

熊本県阿蘇郡小国町宮原二三二二番一号

ふるさと熱電株式会社

代表取締役　赤石　和幸

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十三億七千五百二十五万五千二百五円減少し、その減少額の全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年８月二十九日であり、株主総会の決議は令和７年５月二十三日に終了しております。

この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和７年７月二十五日

東京都豊島区目白三丁目一番四〇号

株式会社リソー教育

代表取締役社長　天坊　真彦

準備金の額の減少公告

当社は、令和７年６月二十五日開催の株主総会の決議により、資本準備金の額を八億一千六百七十五万円減少することにいたしました。

この資本準備金の減少に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に当社に対して異議を申し出ることができます。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://aiasahi.jp/media/corp/publicnotices/202506.pdf

令和７年７月二十五日

東京都千代田区神田神保町二丁目二番地

朝日インタラクティブ株式会社

代表取締役　森崎賢太郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年７月十八日

掲載頁　一〇七頁（号外第一六六号）

令和７年７月二十五日

大阪府三島郡島本町山崎四丁目二〇番五―九〇三号

テッズ・リアルティ・マネジメント株式会社

代表取締役　川口　哲央

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和７年９月二日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年７月二十五日

沖縄県糸満市字武富七四三番地の二

ケイズホールディングス株式会社

代表取締役　神谷　輝夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千五百九十万四千三百九十八円、資本準備金の額を九千四十一万二千五百二十七円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二頁

令和七年七月二十五日

千葉市稲毛区稲毛東三丁目六番一一号

株式会社大和グループ

代表取締役　伴　直樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億三百二十五万四千百七十四円、資本準備金の額を十六億三百二十五万四千百七十三円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　九頁

令和七年七月二十五日

東京都渋谷区神宮前三丁目二五番一五号

株式会社デイトナ・インターナショナル

代表取締役　佐々木　聡

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十九万九千九百三十三円、資本準備金の額を九千九百九十九万九千九百三十三円減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年八月二十九日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月八日

掲載頁　一六〇頁（号外第一〇二号）

令和七年七月二十五日

東京都中央区銀座七丁目一六番二一号銀座木挽ビル三階

株式会社羅針盤

代表取締役　佐々木文人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を二億五千万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月六日

掲載頁　八十六頁（号外第一号）

令和七年七月二十五日

東京都千代田区麹町六丁目六番二号

株式会社ブイシンク

代表取締役社長　井部　孝也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百九十八万円、資本準備金の額を一千九百九十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tech-arts.co.jp/ir/index.html

令和七年七月二十五日

東京都港区南青山三丁目一三番二二号善光堂ビル

株式会社テクノロジックアート

代表取締役　長瀬　嘉秀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五十万九千九百五十円、資本準備金の額を二億三十一万四千九百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　二頁

令和七年七月二十五日

東京都品川区東五反田五丁目一〇番二五号

株式会社タンプ

代表取締役　斎藤　拓泰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七千五百七十一万六千八百三十円、資本準備金の額を金七千五百七十一万六千八百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十五日

東京都千代田区麹町一丁目一二番地一号

住友不動産ふくおか半蔵門ビル三階

ＬＷＬＨＣホールディングス株式会社

代表取締役　津田敬太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千八百九十七万五千円、資本準備金の額を五億四千七百八十二万三千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://otta.co.jp/

令和七年七月二十五日

福岡市中央区天神四丁目四番一一号天神ショッパーズ福岡八Ｆ　株式会社ｏｔｔａ

代表取締役　山本　文和

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年八月九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年七月二十五日

岡山県玉野市田井六丁目九番一号

株式会社パワーエックス

代表執行役　伊藤　正裕

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月二十五日

東京都中野区中野五丁目六六番五号

株式会社つよせ

代表取締役　強瀬　雅忠

合併につき株券等提出公告

当社は、日本ドライケミカル株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月二十五日

千葉市中央区中央港一丁目二四番一四号

日本ドライメンテナンス株式会社

代表取締役　松尾登志紀

投資主総会開催公告

本投資法人は、令和七年十月一日に投資主総会を開催いたします。規約第十二条第一項の規定により、令和七年七月三十一日の最終の投資主名簿に記載または記録された投資主をもって、議決権を行使できる投資主といたします。

令和七年七月二十五日

東京都港区浜松町二丁目三番一号

シノケン・レジデンシャル投資法人

執行役員　宮原秀一郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千六百四十一万円減少し、二億五千三百三万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年八月二十九日であり、社員総会の決議は、令和七年七月二十四日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年七月十日付官報の号外第一五九号七十八頁に掲載されています。

令和七年七月二十五日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号結和税理士法人内　厚木森の里特定目的会社

取締役　中津　正憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は令和七年四月二十二日の官報号外第九十号八十四頁掲載のとおりです。

令和七年七月二十五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＹＦ　ＪＲＥ　Ｂ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金三十三億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和六年九月二十五日付官報の号外第二百二十三号六十八頁に掲載されています。

令和七年七月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

アールイーエフツー・インベストメンツ

特定目的会社　取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金四千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年一月二十四日付官報の号外第十四号百十九頁に掲載されています。

令和七年七月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンター

キャピタル税理士法人内

ＨＣＢプラチナ特定目的会社

取締役　武野氏伸哉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月二十一日

掲載頁　八十頁（号外第二四五号）

令和七年七月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ジェイロジスティック特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億九千六百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0083/index.html

令和七年七月二十五日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｒｅｇａｌ特定目的会社

取締役　滝澤　弘子

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する株式会社野村商事（埼玉県所沢市本郷一〇八六番地の九）に対して、当社の飲食店事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

また当社は、資本金の額を八八〇万円減少することにいたしました。

これらの決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十五日

長野県安曇野市穂高有明三六一八番地四四

有限会社大和商事

代表取締役　野村　光雄

債権申出の公告（第一回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和七年七月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十五日

千葉県市川市行徳駅前三丁目九番一九号三〇六号室

日鉄物流企業年金基金

清算人　別所　靖明

訂正公告

令和七年七月一日（号外第一五〇号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑨令和７年５月30日」とあるは「⑨令和７年５月29日」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月二十五日

東京都荒川区西日暮里三丁目六―九ラヴィーナ道灌山

ＳＴＡＲ　ＴＩＧＥＲ　ＴＲＡＶＥＬ

合同会社

代表社員　張　明　玲

訂正公告

令和七年六月二十三日（号外第一三九号）掲載の第六十期決算公告（枠組）中、「**資産合計　3,429**」とあるは「**資産合計　3,430**」の、「**負債・純資産合計　3,429**」とあるは「**負債・純資産合計　3,430**」の、「株主資本　1,503」の、「利益剰余金　1,119」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和七年七月二十五日

岐阜県恵那市武並町竹折一六三一番地一

昭和包装工業株式会社

代表取締役　古市　喜久

正　誤

令和七年三月二十一日（号外第五十八号）公布文部科学省・環境省令第一号（研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一七ページ改正後欄一行目から一二行目までは次のとおりの誤り。

別記様式（第９条関係）

［略］

［備考］

１～11　［略］

12　「宿主等の特性」については、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物（法第２条第２項第２号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる項目について記載すること。

(1)～(5)　［略］

(6)　11に掲げる項目（宿主がウイルス及びウイロイドである場合に限る。）

13～22　［略］

［同上］

１～11　［同上］

12　「宿主等の特性」については、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物（法第２条第２項第２号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる項目について記載すること。

(1)～(5)　［同上］

(6)　12に掲げる項目（宿主がウイルス及びウイロイドである場合に限る。）

13～22　［同上］

令和七年二月二十六日（号外第三十七号）公布農林水産省令第五号（野菜生産出荷安定法施行規則及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

五ページ第一条改正後欄終りから二行目「北海道農政事務所長を含む。）」を削る。